## 新潟県条例第39号

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例(平成16年新潟県条例第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後 改 正 前

(小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿)

第11条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物 (法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物 を除く。)を処理するために別表に掲げる産業廃棄 物の処理施設(以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。)が設置されている事業場を設置している事業者(次に掲げる者を除く。次条において同じ。) は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について、規則で定める事項を記載しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「政令」という。) 第6条の4第1号に規定する事業者(その事業 活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するため に産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却 施設が設置されている事業場を設置しているも のに限る。)
- (2) 政令第6条の4第2号に規定する事業者
- (3) 政令第6条の4第3号に規定する者(法第12 条の7第1項の認定に係る産業廃棄物の処分を 自ら行うものに限る。)
- 2 (略)

(略)

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

(小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿)

第11条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物 (法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物 を除く。)を処理するために別表に掲げる産業廃棄 物の処理施設(以下「小規模産業廃棄物処理施設」 という。)が設置されている事業場を設置している 事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令 (昭和46年政令第300号) 第6条の4第1号に規 定する事業者(その事業活動に伴って生ずる産業 廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設以外 の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場 を設置しているものに限る。)及び同条第2号に規 定する事業者(その事業活動に伴い産業廃棄物を 生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の 処分を行うものに限る。)を除く。次条において同 じ。)は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産 業廃棄物の処理について、規則で定める事項を記 載しなければならない。